

決 議

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は、厚生労働省「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書（平成29年2月8日）」に記載され、医療計画、障害福祉計画に位置づけられた。検討会報告書概要版の「新たな地域精神保健医療体制のあり方について」では、（1）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、（2）多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築、（3）精神病床のさらなる機能分化の3つの柱立てとなっている。しかし、障害福祉計画の成果目標のみが強調されたために、地域包括ケアシステム構築に関する国の事業及び各自治体の施策が基盤整備ではなく退院促進に偏重されており、由々しき事態である。日本精神科病院協会としては地域の精神保健医療福祉体制の基盤が整備されることで、結果として入院から地域生活への移行が進むというチェックアンドバランスが重要であると考えます。

本来あるべき地域包括ケアシステムの構築に向けて、日本精神科病院協会として次の対応を求める。

1. 「精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる」の理念を実現すべく、社会の受け皿となる精神保健医療福祉体制の基盤整備に重点を置くこと。

2. 精神障害についての普及・啓発を進め、地域住民の理解が深まることで偏見や差別が解消され、地域住民が患者を受け入れ易くなる。そのためにも精神障害者が暮らしやすい社会とすべく、普及・啓発を重点事業とすること。

3. 精神障害者の特性として疾病と障害を併存しており、疾病の状況（病状）が障害の程度に大きく影響し病状の安定が生活能力の維持に欠かせないため、精神科医療の関与が必要不可欠であることを、都道府県及び市区町村への説明資料等に明確に記載すること。

4. 厚生労働省は都道府県及び市区町村に対し「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」について、その理念を正しく説明し、各自治体の理解の促進に努めること。

以上、決議する。

平成31年2月8日
公益社団法人日本精神科病院協会
第14回臨時社員総会

